

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領

制 定 令和7年2月14日付け6農産第4375号
一部改正 令和7年3月19日付け6農産第4997号
一部改正 令和7年4月16日付け7農産第354号

第1 趣旨

米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（令和6年7月30日策定、令和7年1月31日変更）第3の1の（3）の規定に基づき、政府が国内産米穀の買入れを行うとの条件を付した上でできることとする政府備蓄米の売渡し（以下「買戻し条件付売渡し」という。）は、この要領の定めるところによる。

第2 買戻し条件付売渡しに係る買受者

1 入札に参加する者の要件

次の全ての要件を満たす者（以下「買受者」という。）とする。

- (1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）の規定に基づく国内産米穀の買入契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「売渡申込資格」という。）を有する者として、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）から通知を受けている者であること。
- (2) (1)の売渡申込資格に係る資格停止処分を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）第47条第2項に規定する届出事業者であること。
- (4) 食糧法第52条第1項に基づく米穀の取引に関する報告徴収実施要領（平成20年8月2日付け20総食第366号総合食料局長通知。以下「報告徴収要領」という。）の米穀の仕入数量の報告対象者（報告徴収要領の別紙1の1の(1)及び(2)に該当する者）のうち直近1年間の仕入数量又は直近3年間の平均仕入数量が5,000トン以上の者又はそれらの者で構成される団体・法人。
- (5) 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府が買入れを行うこととする契約を締結することを誓約した者。
- (6) 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする(5)の国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保している者。
- (7) 農産局長が定める期日までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小売事業者への販売の計画又は当該販売に係る契約を有する者。

2 審査書類等の提出に係る手続

農産局長は、申請者に対し、次に掲げる書類を提出させる。

- (1) 買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書（様式第1号）
- (2) 国内産米穀の玄米仕入数量が5,000トン以上であることが確認できる書類及び米穀を適切に管理する倉庫等の施設を確保していることが確認できる書類（様式第2号）
- (3) 名称等の公表に関する同意書（様式第3号）
- (4) 農産局長が定める期日までの卸売事業者、中食・外食事業者又は小

様式第1号
(p.5)【買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書】
様式第2号
(p.6)【国

- 売事業者への販売の計画書（当該販売に係る契約書がある場合は、その契約書の写しを添付）（様式第4号-1）
- 3 要件審査
農産局長は、2により申請者から提出された書類により、申請者が1の要件を満たしているか審査を行い、その結果を申請者に通知する。

内産米穀の
玄米仕入数
量等申告書】
様式第3号
(p.7)【名
称等の公表
に関する同
意書】
様式第4号-
1(p.8)【国
内産米穀の
仕入・販売計
画書】

第3 買戻し条件付売渡しに係る手続

- 1 売渡し予定数量及び売渡し予定米穀等の公告
農産局長は、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務を実施する民間事業者（以下「受託事業体」という。）に政府備蓄米の買戻し条件を付して行う売渡し予定数量、売渡し対象米穀（産年、産地、品種、等級、包装及び在庫地の項目により区分（以下「販売区分」という。）として売渡しを行う米穀）、入札日時、引渡期限等を公告させる。
- 2 入札数量の制限
農産局長は、全買受者の国内産の年間仕入数量の合計（様式第2号の1の玄米仕入数量の合計数量をいう。以下同じ）に占める各買受者の年間仕入数量の割合を売渡し予定数量に乗じて得た数量に100分の110を乗じた数量を入札数量の上限として、各入札に参加する買受者（以下「入札参加者」という。）に通知する。
- 3 受託事業体への通知
農産局長は、1の内容について、政府備蓄米の買戻し条件付売渡し指示書（様式第5号）により、受託事業体に通知する。
- 4 入札公告
農産局長は、1により公告させる買戻し条件付売渡しに係る必要事項を記載した内容について、受託事業体が運営するホームページで公表させるとともに、農林水産省ホームページ（以下「省ホームページ」という。）においても掲載する。
- 5 入札の実施
(1) 農産局長は、入札を実施し、販売区分ごとに最低販売価格を上回る札のうち、最も高価の札から販売予定数量に達するまでの札を入れた入札参加者を落札者として決定する。
(2) 落札となる同価の札を入れた入札参加者が2以上ある場合は、入札数量の多い者を先順位の落札者として決定する。
(3) 最後の順位となる落札者が2以上ある場合は、入札参加者又は入札事務に関係のない職員にくじを引かせて落札者を決定する。
(4) (1)から(3)までの場合において、最後の順位の落札者の入札数量が他の落札者の入札数量と合計して販売予定数量を超える場合は、その超える数量については落札がないものとする。
- 6 最低販売価格
農産局長は、3の指示ごとに販売区分別の最低販売価格（単価）を定め、厳重に管理し、これを公表しない。
- 7 入札結果の通知
農産局長は、入札が終了した場合は速やかに結果を入札結果通知書（様式第6号）により受託事業体に通知するとともに、受託事業体に対して、当該受託事業体はその通知を受けた日から速やかに入札参加者に対して入札結果を通知させる。
- 8 売買契約の締結
農産局長は、受託事業体に当該入札結果に基づき、受託事業体と落札者（買受予定者）の間で、別紙1に定める事項を速やかに約定させるも

様式第5号
(p.10)【政
府備蓄米の
買戻し条件
付売渡し指
示書】

様式第6号
(p.11)【政
府備蓄米の
買戻し条件
付売渡しに
係る入札結
果通知書】

のとする。

様式第 7 号
(p.13)【引
渡申請書】

第 4 代金の納付及び引渡し

1 販売代金納付及び引渡決定

- (1) 受託事業体は、政府所有米穀の販売等業務に係る契約締結年度、用途、引渡申請番号、買受者、販売対象物品（管理区分（備蓄用の区分）、種類等）、引渡期限、引渡数量、販売金額及び入札実施日等を記した引渡申請書（様式第 7 号）を記入の上、農産局長に提出する。
- (2) 食料安定供給特別会計歳入徴収官農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）は、引渡申請書を提出した受託事業体に対し納入告知書を交付する。
- (3) 受託事業体は、交付された納入告知書に基づき、販売代金を歳入徴収官に納入する。
- (4) 農産局長は、受託事業体の代金納付の確認を行い、引渡決定通知書（様式第 8 号）を受託事業体に交付する。
- (5) 受託事業体は、引渡決定通知書の内容の変更を希望する場合は、書面により農産局長に申請し、変更した引渡決定通知書の交付を受けるものとする。
- (6) 受託事業体は、農産局長から交付される引渡決定通知書の内容に従い、米穀の所有権が、引渡日をもって買受者に移転することを記載した書面を買受者に交付する。

様式第 8 号
(p.15)【引
渡決定通知
書】

2 情報管理

受託事業体は、米穀の引渡しに当たっては、あらかじめ、買受者と協議の上、引渡日を決定するとともに、当該引渡日を基本要領第 9 章第 1 の 5 に規定する政府所有米麦情報管理システム又は同章第 4 の 1 に規定する独自システムに記録するものとする。

第 5 買受者の報告義務

1 契約数量の販売計画の報告

買受者は、第 3 の 8 により約定した契約数量に沿った販売計画について、農産局長の定める期日までの販売計画書（様式第 4 号 - 2）に取りまとめの上、速やかに農林水産省農産局農産政策部企画課（以下「企画課」という。）に報告するものとする。

2 販売実績の報告

買受者は、受託事業体から引き渡された米穀の販売実績を、販売数量等報告書（隔週の速報）（様式第 9 号-1）及び販売数量等報告書（毎月の確報）（様式第 9 号-2）により取りまとめの上、速やかに企画課に報告するものとする。

3 販売先の販売実績の報告

買受者は、2 の報告を行う際、第 3 の 8 の別紙 1 に定める事項第 15 条第 2 項の別添様式を添付するものとする。

様式第 4 号-
2 (p. 9)【買
戻し条件付
売渡しに係
る政府備蓄
米（契約数
量）の販売計
画書】

様式第 9 号-
1 (p.17)【政
府備蓄米の
買戻し条件
付売渡しの
販売数量等
報告書(隔週
の速報)】

第 6 販売実績の確認

農産局長は、買受者が第 5 の 1 の販売計画書に沿って販売を行っているかについて、当該買受者の第 5 の 2 の販売数量等報告書により確認を行い、適切に販売を行っていないと認められる場合には、当該買受者に対し、売渡申込資格の取消し及び指導経過の公表を講じることとする。

様式第 9 号-
2 (p.18)【政
府備蓄米の
買戻し条件
付売渡しの
販売数量等
報告書(隔月

第 7 販売に係る情報の公表

農産局長は、買受者、契約数量（買受者ごとの契約数量）、販売価格及び販売実績（買受者全体の販売価格及び販売実績）等を取りまとめた上で、省ホームページに掲載する。

の速報】
様式第 10 号
(p. 19) 【契
約の内容に
適合しない
現品の交換・
補填申請書】

第 8 契約の内容に適合しない現品の交換及び補填

農産局長は、受託事業体が買受者に引き渡した米穀について、当該米穀を引き渡した後 1 か月以内に本契約の内容に適合しない米穀が発見され、受託事業体から契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書（様式第 10 号）により申請があった場合は、当該申請の内容等を審査することとし、当該申請の内容が適当と認められるときは、必要な交換又は補填を承認することとする。

第 9 買戻しに係る国内産米穀の買入れ

第 2 の 1 の (5) に係る国内産米穀の買入れは、別紙 2 によるものとする。

附 則（令和 7 年 3 月 19 日付け 6 農産第 4997 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にこの通知による改正前の政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）によりされている入札手続については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 4 月 16 日付け 7 農産第 354 号）

- 1 この通知は、令和 7 年 4 月 16 日から施行する。

買戻し条件付売渡し申込書及び誓約書

農林水産省農産局長 殿

令和 7 年 2 月 14 日に公表された政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札への参加を希望しますので、以下のとおり申し込みます。

政府備蓄米の売渡し申込にあたり、下記のとおり誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることがあっても、異義は一切申し立てません。

記

- 1 米穀の流通に関する法令^{*1}を遵守し、買い受ける米穀を適正に主食の用途として使用すること。
- 2 政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等量の国内産米穀について、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を締結すること。
- 3 2 の政府に対する売渡しを行う契約を締結しない場合は、買い受ける米穀に係る契約金額の 100 分の 130 の違約金を支払うこと。
- 4 政府が売渡しを行った政府備蓄米及び政府が買入れする国内産米穀について、適切に管理する倉庫等の施設を確保していること。
- 5 政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知。以下「要領」という。）第 3 の 8 に規定する別紙 1 により受託事業者との間で締結した「政府所有米穀の売買契約における約定事項」を遵守し、当該約定事項の定めを遵守していないと認められる場合は、農産局長の指導を受け、それに従うこと。
- 6 要領第 5 の 1 の販売計画を提出し、当該販売計画に沿って販売するとともに、買い受けた当該米穀の販売実績等について要領第 5 の 2 により報告すること。

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：
電 話 番 号：

¹ 米穀の流通に関する法令とは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）、農林物資の規格化等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）、不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）、農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）、刑法（明治 40 年法律第 45 号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）、飼料需給安定法（昭和 27 年法律第 356 号）及び食料供給困難事態対策法（令和 6 年法律第 61 号）並びにこれらの法律に基づく命令をいう。

国内産米穀の玄米仕入数量等申告書

1 玄米仕入数量

(単位：玄米トン)

種 類	期 間	1 年間	
		<input type="checkbox"/> 直近年 (年 月 ~ 年 月)	<input type="checkbox"/> 直近 3 カ年平均 ((年 月 ~ 年 月) / 3)
水稻うるち玄米			
水稻もち玄米			
合計			

(注1) 玄米仕入数量は、「直近1年」又は「直近3カ年平均」の期間のいずれか多い数量を記載する。

(注2) 出荷業者が独自販売を行うために仕入れた数量であり、上部団体に販売委託する数量は含まない。

2 倉庫等の確保状況

- 自社所有倉庫
- 借上倉庫
- 保管契約締結先の倉庫

(注) 当該倉庫が以下の要件を満たしていることが確認できる書類を添付すること。

- ① 昭和 56 年 6 月 1 日に施行された新たな耐震基準を満たしていること。
- ② 自社所有倉庫もしくは借上倉庫の場合は自らが、また、保管契約締結先の場合は保管契約締結先が、倉庫業法(昭和 31 年法律第 121 号)の規定に基づき国土交通大臣の行う登録を受けている者、農業協同組合法(昭和 22 年法律第 132 号)の規定に基づき保管を行う者又は中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)の規定に基づき保管を行う者(以下「保管業者」という。)であること。
- ③ 米穀の穀温を常時摂氏 15 度以下に保持することや倉庫内の相対湿度を 60 パーセントから 65 パーセントまでの範囲内に保持することを目標とするなど、当該米穀の品質保持・管理が適切に行える倉庫であること。

なお、当該倉庫が受託事業体との間で保管に係る業務実施者として、政府所有米穀を適切に保管している場合(実績を含む)は、この限りではない。

(記載要領)

※ 1 及び 2 の□については、該当する項目に☑を付すこと (2 については、複数選択可)。

名称等の公表に関する同意書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る契約を締結した場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名並びに契約数量が公表されることに同意します。

また、買戻し条件付売渡しを受けた政府備蓄米の販売数量、販売金額及びその状況が公表されることに同意します。

さらに、売渡申込資格の停止又は取消し等を受けた場合、商号又は名称及び代表者名又は氏名等が公表されることに同意します。

令和 年 月 日

農林水産省農産局長 殿

住 所：

商号又は名称：

代表者氏名：

電話番号：

国内産米穀の仕入・販売計画書

(商号又は名称)

直近の作成年月: _____ 年 月 _____

(単位: 玄米トン)

	年												合計
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
仕入数量 計													0
販売数量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売事業者 への販売													0
中食・外食事業者 への販売													0
小売事業者 への販売													0

(記載要領)

- ※1 月別実績又は月別計画を記入すること。
- 2 月別計画に係る契約がある場合は、販売計画の契約書を添付すること。

買戻し条件付売渡しに係る政府備蓄米（契約数量）の販売計画書

農林水産省農産局長 殿
 （農産局農産政策部企画課）

住 所：
 商号又は名称：
 代表者氏名：

（単位：玄米トン）

	年												合計
	月	月	月	月	月	月							
契約数量 計													0
販売数量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
卸売事業者 への販売													0
中食・外食事業者 への販売													0
小売事業者 への販売													0

（記載要領）

※ 月別計画に係る契約がある場合は、販売計画の契約書を添付すること。

商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し指示書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知）第3の3の規定に基づき、以下のとおり政府備蓄米の買戻し条件付売渡しを指示するので、対応されたい。

- 1 入札対象物品及び数量
- 2 入札公告日
- 3 入札日
- 4 引取期限
- 5 公告内容等

商号又は名称
代表者氏名 殿

農林水産省農産局長

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る入札結果通知書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）第 3 の 7 の規定に基づき、以下のとおり入札結果を通知する。

- 1 買受人
- 2 販売物品及び数量
- 3 引渡場所
- 4 販売金額

様式第7号

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

商号又は名称
代表者氏名

引渡申請書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和7年2月14日付け6農産第4375号農林水産省農産局長通知）第4の1の(1)の規定に基づき、別紙のとおり、政府所有米穀の引き渡しについて申請します。

別紙

引 渡 申 請 書

受託事業体名				用途			申請日			納付日			消費税区分	課税	No.								
契約年度	番号	買受人 所在県	買受人名	都道府県	倉庫業者	倉所	管理区分	委託契約 番号	入港年月日	産年 (契約 年度)	産地名	等級	包装	正端 区分	数量 (kg)	単価	金 額	合計金額	引渡 期限	入札実 施日	摘要		
							種類	本船名			品種銘柄名		量目				消費税						
備 考													合計数量		計								
															消費税								
															合計金額								

様式第 8 号

番 号
年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

殿

農林水産省農産局長

引渡決定通知書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）第 4 の 1 の(4)の規定に基づき、別紙とおり引渡しを決定する。

別紙

引 渡 決 定 通 知 書

受託事業体名				用途											
買受人 所在県	買受人名	都道府県	倉庫業者	倉所	管理区分	委託契約番号	入港年月日	産年 (契約年 度)	産地名	等級	包装	正端区分	数量 (kg)	引取期限	摘要
					種 類	本船名		産地名	品種銘柄名		量目				
備 考											合計数量				

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書（隔週の速報）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

入札年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

(記載要領)
 ※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
 ※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、**隔週ごと**（月曜～翌週の日曜日
 まで（例：3/31～4/13））**に取りまとめ、直ちに報告**すること。
 ※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先
 欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して
 記入すること。
 ※4 買受数量欄、販売契約数量欄及び販売数量欄は玄米トン単位（少数第1位は四捨五入）、販売
 金額欄は円単位（税抜き価格）で記入すること。
 ※5 報告に際しては、原則として電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、
 ファイル名は「速報：条件付売渡しの販売数量等報告書（商号又は名称）」とすること。
shikakusyahooukoku@maff.go.jp

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	販売契約数量 (玄米トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0 -

販売数量（合計） (玄米トン)	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇
	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇
0										
0										
0										
0										
0										
0										
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、プルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

入札年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	販売契約数量 (玄米トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0 -

販売数量（合計） (玄米トン)	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇
	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇	〇/〇
0										
0										
0										
0										
0										
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、プルダウンリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書（毎月の確報）

年 月 日

農林水産省農産局長 殿
（農産局農産政策部企画課）

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

入札年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

(記載要領)
 ※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
 ※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、**月ごとに取りまとめ、翌月10日**までに報告すること。
 ※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
 ※4 買受数量欄、販売契約数量欄及び販売数量欄は玄米トン単位（少数第1位は四捨五入）、販売金額欄は円単位（税抜き価格）で記入すること。
 ※5 報告に際しては、原則として電子ファイルを下記のアドレス宛にメールで送付すること。なお、ファイル名は「〇月確報：条件付売渡しの販売数量等報告書（商号又は名称）」とすること。
shikakusyayahoukoku@maff.go.jp

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	販売契約数量 (玄米トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0 -

販売数量（合計）											
(玄米トン)	月	月	月	月	月						
0											
0											
0											
0											
0											
0											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

入札年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先（事業者名）	所在地 (地番除く)	等級	包装	販売契約数量 (玄米トン)	販売金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0 -

販売数量（合計）											
(玄米トン)	月	月	月	月	月						
0											
0											
0											
0											
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウリスト（卸売事業者、中食・外食事業者、小売事業者）の中から選択すること。

農林水産省農産局長 殿

商号又は名称
代表者氏名

契約の内容に適合しない現品の交換・補填申請書

政府備蓄米の買戻し条件付売渡し要領（令和 7 年 2 月 14 日付け 6 農産第 4375 号農林水産省農産局長通知）第 8 の規定に基づき、別紙とおり、契約の内容に適合しない現品に係る交換・補填について申請します。

別紙

現品の交換・補填申請書

引渡日													
買受人所在県	在庫県	倉庫業者	倉所	管理区分	委託契約番号	入港年月日	産年 (契約年度)	産地名 品種銘柄名	等級	包装	正端区分	数量 (kg)	契約不適合の内容
買受人名			種 類	本船名						量目			
備考										合計数量			

(記載要領)
 ※契約に適合しない現品の内容が判る資料(写真等)を添付する。

別紙 1

受託事業体と買受予定者との間で締結する政府所有米穀の売買契約における約定事項

(契約数量等)

第1条 受託事業体（以下「甲」という。）が買受者（以下「乙」という。）に売り渡す政府所有米穀の種類、年産、用途、数量、単価及び金額は、次のとおりとする。

- 一 種類 水稻うるち玄米
- 二 年産 令和〇年産
- 三 用途 主食用
- 四 数量 〇〇〇〇トン
- 五 単価 〇〇〇〇円/60 キログラム
- 六 金額 〇〇〇〇円

2 前項の売渡しに係る引渡期限は、〇年〇月〇日とする。

(引渡現品の管理)

第2条 乙は、甲から引渡しを受けた政府所有米穀については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生に関する都道府県条例を遵守し、汚損、カビ、鼠害等が発生しない環境で保管・管理しなければならない。

(異常時の対応)

第3条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀及び当該政府所有米穀を原料とする製品が食品衛生法の規定に違反し、又はそのおそれがあることが明らかとなった場合は、直ちに次の対応を行うものとし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）又は甲がその他必要な指示を行った場合は、これに従うものとする。

- 一 当該製品所在地の管轄保健所に通報し、その指示に従いつつ、当該製品の使用中及び出荷停止を行うとともに、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。
- 二 当該製品の販売先、販売数量等について、甲を通じて速やかに農産局長に報告する。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第4条 乙は、甲から買い受けた政府所有米穀（加工を行う前のものに限る。）に本契約の内容に適合しないものを発見したときは、直ちにその使用を中止し、速やかに甲に連絡する。

- 2 甲は、乙から前項の連絡を受けたときは、乙と協議を行い、乙が前項の契約の内容に適合しない政府所有米穀の交換を求めたときは、食料安定共有特別会計物品管理官の承認を得て、その米穀と同等量の政府所有米穀を乙に引き渡すものとする。
- 3 前項の引渡しにおいて、政府所有米穀について、乙が買い受けた日から一ヶ月以上経過した場合又は引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがあるときであって、その不適合が乙の責めに帰すべき事由によるものである場合は、同等量の政府所有米穀との引渡しの対象としない。

ただし、甲が引渡しの際にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったと

きは、この限りでない。

- 4 第2項の場合において、乙は、契約の内容に適合しない政府所有米穀を甲に返還する。
また、甲は、引渡し及び返還に当たって、乙が甲による運送を求めたときは、あらかじめ農産局長の承認を得て、運送するものとする。

(催告による契約の解除)

第5条 甲は、乙が本契約に基づく義務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。ただし、その期間を経過した時における本契約に基づく義務の不履行が本契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(催告によらない契約の解除等)

第6条 甲又は乙は、不可抗力その他自らの責めに帰し得ない事由により本契約に基づく義務の全部又は一部の履行が困難となった場合は、農産局長の承認を得て、本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の催告をすることなく、農産局長の承認を得て、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができる。

一 乙が、本契約に基づく義務を履行せず、又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

二 農産局長が、乙の政府所有米穀の買受資格を取り消したとき。

三 本契約に基づく義務の全部の履行が不能であるとき。

四 第1号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

五 本契約に基づく義務の一部の履行が不能である場合又は乙がその義務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは本契約をした目的を達することができないとき。

六 本契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。

七 前各号に定めるもののほか、乙が本契約に基づく義務の履行をせず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

3 本契約に基づく義務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前条又は前項の規定により契約の全部又は一部の解除をすることができない。

4 甲は、前条、第1項若しくは第2項、第7条、第8又は第10条第2項の規定により契約が解除された場合、当該契約に係る政府所有米穀の買入代金の全部又は一部を乙に返還し、乙は、当該契約に係る政府所有米穀の全部又は一部を甲に返還する。

(属性要件に関する契約解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除をすることができる。

- 一 団体の役員等（代表者、理事その他の経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第8条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第9条 乙は、第7条各号及び前条各号のいずれかに該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人又は受任者が本契約に関して個別に契約する場合の当該契約（以下「再請負契約等」という。）の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第10条 乙は、契約後に甲から買い受ける政府所有米穀の加工等に係る再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、農産局長の承認を得て、本契約を解除することができる。

(違約金)

第 11 条 乙は、第 5 条、第 6 条第 2 項の各号、第 7 条、第 8 条又は前条第 2 項により契約の全部又は一部を解除したときは、本契約の売渡単価に当該解除に係る政府所有米穀の数量を乗じて得た金額に 100 分の 10 を乗じて得た額を違約金として、甲に納付しなければならない。

(違約金の納付期限)

第 12 条 乙は、前条の違約金を、甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(損害賠償)

第 13 条 乙が、本契約に基づく義務の履行をしない場合又は本契約に基づく義務の履行が不能である場合であって、これにより甲に損害を及ぼしたときには、甲の認定する損害額を賠償しなければならない。ただし、乙が善良なる管理者の注意を怠らなかったことを立証した場合は、この限りではない。

2 前項の規定により損害を賠償しなければならない場合において、乙は、次のいずれかに該当するときには、本契約に基づく義務の履行に代わる甲の認定する損害額を賠償しなければならない。

- 一 本契約に基づく義務の履行が不能であるとき。
- 二 乙が本契約に基づく義務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 三 本契約が解除され、又は本契約に基づく義務の不履行による本契約の解除権が発生したとき。

(責任の免除)

第 14 条 甲は、次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- 一 天災地変その他甲の責めに帰し得ない事由によって当該契約に係る政府所有米穀の引渡しが遅延又は不能となったとき。
- 二 売買契約の全部又は一部の解除をしたとき。
- 三 引き渡した政府所有米穀に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、その不適合の発生の原因が甲の責めに帰し得ないとき。

(帳簿等の整備等)

第 15 条 乙は、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備しなければならない。

2 乙は、乙の販売先との間で、本約定に係る米穀を区分して管理し、その受払状況について、台帳を整備させるとともに、当該米穀の精米の販売状況について別添様式により、報告を求めることについて約定しなければならない。

(調査、報告)

第 16 条 乙は、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号。以下「食糧法」という。）第 52 条及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝

達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号。以下「米トレーサビリティ法」という。）第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長又は甲から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力する。

- 2 乙は、甲から求めがあった場合には、本契約により買い受けた米穀の取引先との売買契約書その他取引関係が明らかになる書類を甲に提出する。
- 3 乙は、乙の販売先との間で、本契約により買い受けた米穀について、乙の販売先は、原則として玄米による販売は行わないこととし、精米により小売事業者等の実需者へ販売することについて約定しなければならない。ただし、乙の販売先が、とう精能力を有する小売事業者等の実需者に販売する場合、給食等を提供する事業者に販売する場合又はとう精、輸送、保管若しくは決済能力を有する複数の卸売事業者と小売事業者等の実需者との間の契約等に基づき販売することとされている当該卸売事業者に販売する場合（転売による差益の収受を目的とするものではなく、当該実需者に販売された米穀が引き渡されることとが明らかなものに限る。）には、玄米による販売を行うことができる。
- 4 乙は、乙の販売先との間で、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正な流通の確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 5 乙は、乙との契約先との間で、本契約により買い受けた米穀を委託して加工を行う場合にあつては、その委託先と加工契約を締結し、本契約により買い受けた政府所有米穀について廃棄を行う場合にあつては、当該米穀を当該廃棄に関して受領する者と契約を締結し、その契約の内容として、当該委託先又は当該者は、食糧法第 52 条及び米トレーサビリティ法第 10 条に基づく報告徴求及び立入検査のほか、地方農政局の職員による適正流通確保のための立入検査に協力し、農産局長から業務又は資産の状況に関して質問を受け、帳簿書類その他の物件の調査を受け、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求められたときは、これに協力することについて約定しなければならない。
- 6 前項の場合において、乙は、委託先又は当該者が政府所有米穀の加工、再調製又は廃棄（以下「加工等」という。）について他者と契約を締結するときは、委託先又は当該者に前項と同様の約定をするようにさせなければならない。以降の加工等に関する契約についても、同様とする。

（業務委託の禁止）

第 17 条 乙は、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章の I の第 2 の 5 により政府所有米穀の買受資格の停止若しくは取消しを受けている者又はこれに相当する者として農産局長が認めた者に対し、農産局長が必要と認める期間、本契約により買い受けた米穀の賃借その他の処分及び当該米穀に係るとう精、再調製その他の業務の委託を行わない。

(協議解決)

第 18 条 本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈上疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満に解決するものとする。

(乙に係る制限)

第 19 条 乙は、政府が売渡しを行った政府備蓄米と同等同量の国内産米穀（農産局長が定める産年の米穀に限る。）について、農産局長が定める期日までに政府に対する売渡しを行うこととし、当該売渡しに係る契約を政府と締結する。

2 乙は、前項の農産局長が定める期日について農産局長に対して協議を行うことができる。

別添様式

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売数量等報告書

年 月 日

(買受資格者名) 宛

住 所：
商号又は名称：
代表者氏名：

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

(記載要領)
 ※1 表1及び2については、表1の産年、産地、品種ごとに作成すること。
 ※2 表2の販売数量欄は、買い受けた当該米穀を販売した数量を、隔週ごと(月曜～翌週の日曜日まで(例:3/31~4/13))に取りまとめ、直ちに報告すること。
 ※3 買い受けた産年、産地、品種が複数の場合は、表1及び2を追加すること。また、表2の販売先欄が足りない場合は、適宜行を追加し、販売数量の隔週欄が足りない場合は、適宜列を追加して記入すること。
 ※4 買受数量欄は玄米トン、販売予定数量欄及び販売数量欄は実トン単位(少数第1位は四捨五入)、販売金額欄は円単位(税抜き価格)で記入すること。
 ※5 報告に際しては、原則として電子ファイルをメールで送付すること。なお、ファイル名は「条件付売渡しの販売数量等報告書(商号又は名称)」とすること。

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先(事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円(税抜き価格))	販売数量(合計)										
								(実トン)	〇/〇 ~ 〇/〇									
								0										
								0										
								0										
								0										
(合計)						0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウリスト(中食・外食事業者、小売事業者)のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、ブルダウリスト(精米、玄米)のいずれかを選択すること。

1. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの買受実績

買受年月日	産年	産地	品種	等級	包装	買受数量 (玄米トン)	金額 (円(税抜き価格))
(合計)						0	0

2. 政府備蓄米の買戻し条件付売渡しの販売実績

事業者区分	販売先(事業者名)	所在地 (地番除く)	等級	包装	種類	販売予定数量 (実トン)	販売金額 (円(税抜き価格))	販売数量(合計)										
								(実トン)	〇/〇 ~ 〇/〇									
								0										
								0										
								0										
								0										
(合計)						0	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 事業者区分欄は、ブルダウリスト(中食・外食事業者、小売事業者)のいずれかを選択すること。
 ※ 種類欄は、ブルダウリスト(精米、玄米)のいずれかを選択すること。

別紙 2

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る米穀の 政府買入れに係る見積合せ実施手順

政府備蓄米の買戻し条件付売渡しに係る米穀の政府買入れは、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）第 29 条、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行規則（平成 7 年農林水産省令第 17 号）第 18 条第 2 項及び米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食糧局長通知）（以下「基本要領」という。）第 1 章の I の第 5 の規定に基づき、随意契約より行うこととする。具体的な手順は以下のとおり。

1 契約相手の決定方法

政府備蓄米（「政府備蓄米の買戻し条件付売渡し契約により政府が買入れを行うこととする米穀」をいう。以下同じ。）の政府買入れの契約相手の決定方法は、基本要領第 1 章の I の第 2 の会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項に基づく随意契約によることとし、見積合せにより契約相手を決定する。

2 見積合せの参加資格者

基本要領第 1 章の I の第 5 の 2 の随意契約参加資格を有する者であって、政府備蓄米の買戻し条件付売渡し契約を締結した者とする。

3 見積合せの実施

農産局長は、見積合せに付する事項等について見積合せ実施通知により、2 の見積合せの参加資格者に通知し、基本要領第 1 章の I の第 5 の 3 により当該参加資格者に対し見積書を提出させることで、見積合せを実施する。

4 落札者の決定

基本要領第 1 章の I の第 6 により落札者を決定し、落札結果を通知する。

5 契約の締結及び履行

契約の締結及び履行については、基本要領第 1 章の I の第 7 から第 12 の規定を準用して行う。